

# 令和7年度 介護サービス情報の報告・調査及び情報公表計画

## I 共通事項

### 1 計画策定の目的

本計画は、県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る情報の報告、調査及び公表に関する事務を効率的かつ円滑に実施するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第37条の2の3及び第37条の5（第37条の11において準用する場合を含む。）の規定に基づき、報告計画、調査計画及び情報公表計画を一体のものとして定めるものである。

### 2 計画の策定者

計画の策定者は、富山県知事（以下「知事」という。）とする。

### 3 計画の策定方法

知事は報告計画、調査計画及び情報公表計画を一体の計画として策定するとともに、あわせて苦情等の対応計画を定めることとする。

これらの計画を変更する場合は、県は、変更箇所を指定情報公表センター、指定調査機関及び県内の市町村へ通知し、県及び指定情報公表センターのホームページ上に変更箇所を掲載する。

### 4 計画の基本的事項

#### (1) 計画の基準日

令和7年1月1日とする。

#### (2) 計画の期間

計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

#### (3) 対象となる介護サービス

報告及び公表の対象となる介護サービスは、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「規則」という。）第140条の43に掲げる介護サービスとする。

#### (4) 対象となる介護サービス事業者

本計画において、報告及び公表の対象となる介護サービス事業者（以下「対象事業者」という。）は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35及び規則第140条の44の規定に基づき、次のとおりとする。

ア 令和7年1月1日以降、新たに対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業所（別表1「令和7年度富山県介護サービス情報の公表制度報告対象事業所一覧（新設事業所）」のとおりとし、以下「対象事業者（ア）」という。）

イ 対象となる介護サービスごとに、令和6年1月から令和6年12月までの介護報酬額（利用者負担分を含む。）が100万円を超える事業所（別表2「令和7年度富山県介護サービス情報の公表制度対象事業所一覧（既存事業所）」のとおりとし、以下「対象事業者（イ）」という。）

ウ ア又はイに該当しないが、報告及び公表を希望する事業者（以下「対象事業者（ウ）」という。）

※対象事業者（ウ）は報告及び公表を希望する旨の連絡を令和8年1月末までに5に定める指定情報公表センターに行うものとする。

- (5) 虚偽報告等を行った対象事業者に係る介護サービス情報の取扱い  
報告をせず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を拒否し若しくは妨害した対象事業者に対し、知事は、法第115条の35第4項の規定に基づき報告若しくは報告内容の是正又は調査を受けることを命ずるものとする。また、当該介護サービス情報については、この計画の定めるところにかかわらず、別途知事の指示により、調査又は公表を行うものとする。

## 5 指定情報公表センター

- (1) 介護サービス情報の報告の受理、公表等に関する事項は、法第115条の42第1項の規定に基づき、別に知事が指定する指定情報公表センター（別表3のとおりとし、以下「センター」という。）が行う。
- (2) センターは、報告及び公表の利害関係者（介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。）以外であって、報告及び公表に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成される委員会（情報公表委員会）を設置し、報告及び公表に係る事務の内容を実質的に決定させるものとする。

## II 報告計画

### 1 目的

対象事業者がセンターに報告書を提出するまでの業務に係る計画を報告計画として定める。

### 2 報告受理開始日等の通知

センターは、報告の提出期限日の属する月の前月末までに対象事業者（ア）及び対象事業者（イ）に対し、報告受理開始日、提出期限、公表予定日その他の報告に必要な事項について通知する。

### 3 報告する情報

- (1) 対象事業者（ア）は、「基本情報」を報告すること。
- (2) 対象事業者（イ）及び対象事業者（ウ）は、「基本情報」及び「運営情報」を報告すること。  
ただし、休止している事業所及び廃止した事業所を除く。

### 4 調査表の作成

- (1) 対象事業者（ア）は「基本情報調査表」を富山県介護サービス情報報告システム（以下「報告システム」という。）により作成する。
- (2) 対象事業者（イ）及び対象事業者（ウ）は、「基本情報調査表」及び「運営情報調査表」を報告システムにより作成する。

### 5 調査表の提出期限

- (1) 対象事業者（ア）のうち、指定日が令和7年1月1日から同年4月1日までの事業所については別表1に定める「報告提出期限」までとし、指定日が令和7年4月2日から同年12月31日までの事業所については別に定める期限までと

- する。
- (2) 対象事業者（イ）については、別表2に定める「報告提出期限」までとする。

## 6 情報の時点

調査表に記入する情報は、報告日現在のものであるとする。また、過去の実績等について記入する場合の対象期間は、報告日の前1年間とする。ただし、調査表に調査時点についての指示がある場合は、当該指示に従うものとする。

## 7 調査表の提出

### (1) 提出方法

対象事業者は、原則として報告システムによりセンターへ調査表を提出する。

### (2) 調査表の控えの保管

対象事業者は、提出する調査表の写し等を控えとして保管する。

## 8 調査表の受理

### (1) 審査

センターは、対象事業者から提出された調査表について、速やかに、記入漏れ等の不備について審査する。

### (2) 再提出の依頼

センターは、提出された調査表に不備があった場合は、対象事業者に再提出を求める。

### (3) 受理決定

センターは、調査表の審査が完了したものについて受理を決定する。

### (4) 提出の催促

センターは、提出期限までに調査表の提出がなかった対象事業者に対して、提出を促す。

## 9 受理決定後の介護サービス情報の訂正等

対象事業者は、報告内容に訂正等がある場合には、速やかに訂正依頼書をセンターへ提出し、訂正等はセンターが行うものとする。

### Ⅲ 調査計画

#### 1 目的

調査の対象となる介護サービス事業者に対して指定調査機関等が調査を実施し、調査結果をセンターに報告するまでの業務に係る計画を調査計画として定める。

#### 2 調査事務を行う者

調査に関する事務は、知事が指定する調査機関（別表4「指定調査機関一覧」のとおりとし、以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。

#### 3 調査の対象となる介護サービス事業者

「富山県介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針（平成24年4月1日）」（別紙）に定める調査対象事業所のとおりとし、具体的には別表5「令和7年度富山県介護サービス情報の公表制度調査対象事業所一覧」（以下「調査対象事業者」という。）に定める。

#### 4 調査を行う月

別表5に定める「調査予定月」のとおりとする。

#### 5 調査表の送付

センターから指定調査機関への調査表の送付は、原則として報告システムにより行うこととする。

#### 6 調査の準備

##### (1) 調査の通知

調査を実施する指定調査機関は、調査対象事業者に対し、調査日、調査員氏名等について通知する。

##### (2) 調査日の確定

指定調査機関は、調査対象事業者に対して調査日を確定するための連絡を行い、調査日を確定する。

#### 7 調査の実施

##### (1) 調査員

調査員は、富山県が実施した「介護サービス情報の公表調査員研修」を修了し、富山県に登録された者とする。

##### (2) 調査日数

調査はサービスごとに行うものとし、調査日数は、原則として、調査対象となるサービス一つにつき1日以内とする。

##### (3) 同類型サービスに対する調査

同一事業所において複数のサービスを行っている場合で、当該サービスの種類が別表6に定める同類型のサービスである場合は、そのうち一つのサービスについてのみ調査を行うものとする。

##### (4) 調査方法

富山県に登録された調査員が1名以上で事業所を訪問し、面接調査の方法によって行う。

##### (5) 調査時点

調査時点は、調査対象事業者からセンターへ提出された調査表の報告日現在

とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。ただし、調査表に調査時点についての指示がある場合は、当該指示に従うものとする。

#### (6) 調査方法

調査は、「運営情報調査表」について以下の確認を行う。また、調査員は、「基本情報調査表」についても参照することとする。なお、調査員は、原則として調査対象事業所から提示された確認のための材料を持ち帰らない。

ア 調査員は、運営情報の「確認のための材料」のうち、調査対象事業者が「あり」と報告した事項について、調査対象事業者が提示する「確認のための材料」の事実の有無を確認する。

イ「確認のための材料」は「運営情報調査表」の記入前1年間のものを対象とする。

ウ「確認のための材料」の調査の際、その内容に関する評価、改善指導等は一切行わない。

#### (7) 調査の終了

調査員は、調査結果について事実誤認がないことを「調査事項同意書」により、同意を得る。当該同意をもって、調査は終了するものとする。

#### (8) 調査対象事業者から調査結果についての同意が得られない場合の対応

ア 指定調査機関において判断できる場合

(ア) 調査員は、調査結果について、指定調査機関と協議するものとする。

(イ) 指定調査機関は、調査対象事業者に対して照会等を行うものとし、調査対象事業者の同意を得た上で、調査結果について確定する。

(ウ) 照会等に当たっては、必要に応じて、調査対象事業者の同意を得た上で、確認のための材料の写し等必要な書類の貸出し等を受け、判断する。

イ 指定調査機関において判断できない場合

指定調査機関において判断できない場合は、指定調査機関は、センターと協議し、再度、アの対応を行う。

ウ 同意を得ることが困難な場合

ア及びイの対応において同意を得ることが困難な場合、指定調査機関及びセンターは、県に経過等必要な情報を報告する。県は必要に応じ、調査対象事業者に対して、報告若しくは報告内容の是正、又は調査を受けることを命ずることとする。

## 8 調査結果の報告

### (1) 指定調査機関への報告

調査員は、調査終了後、指定調査機関に対して、速やかに調査結果及び当該調査結果に対する同意の有無を報告する。

この場合において、調査員は、当該調査結果を個々に保有してはならない。

### (2) センターへの報告

ア 指定調査機関は、調査員から提出された調査結果に不備がないことを確認する。

イ 指定調査機関は、調査を行った月の翌月5日までに、調査結果が記載された調査表の電子データ及び調査事項同意書をセンターへ提出する。

ただし、令和8年3月に行う調査については、令和8年3月末までに調査表の電子データ及び調査事項同意書をセンターへ提出するものとする。

## 9 調査報告の受理

センターは、指定調査機関から報告された調査結果を審査し、不備がない場合は当該調査結果を受理し、調査結果の審査において不備が認められた場合は、当該調査結果を指定調査機関に差し戻し、再提出を求める。

なお、調査により調査表の訂正が必要な場合は、センターが公表されている報告内容を訂正する。

# IV 情報公表計画

## 1 目的

報告された「基本情報」及び「運営情報」の公表業務に係る計画を情報公表計画として定める。

## 2 公表の時期

別表1及び別表2に定める「公表計画月」とする。

## 3 公表の方法

### (1) インターネットによる公表

センターは、対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、多くの事業者の中から介護サービス利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行う。

介護サービス情報の公表は、「富山県介護サービス情報公表システム」により行う。

### (2) 対象事業者による公表

ア 対象事業者は、公表される自らの介護サービス情報について、事業所又は施設の見やすい場所に掲示するように努めるものとする。

イ 対象事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表される自らの介護サービス情報を添付するように努めるものとする。

## 4 公表情報の普及啓発

センターは、インターネットによる公表情報が適切に利用者に伝わるよう、本制度の活用について利用者及びその家族、地域、市町村（保険者）、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所への普及啓発に努めるものとする。

## 5 介護サービス情報の更新等

センターは、報告等に基づいて新規事業所の情報の追加、廃止事業所の削除及び前年度情報の更新等を適時行うものとする。

## 6 介護サービス情報公表支援センターとの連携

センターは、介護サービス情報の公表制度の普及・啓発などの支援業務を行う「介護サービス情報公表支援センター」と適時連携・調整を行うものとする。

## V 苦情等の対応計画

### 1 目的

介護サービス情報の公表制度の実施に伴い発生する苦情等を、県、センター及び指定調査機関が一括して管理し、情報を共有して対応するための計画を苦情等の対応計画として定める。

### 2 苦情対応窓口の設置

県、センター及び指定調査機関は、介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情に対応する窓口をそれぞれ設置する。

### 3 苦情に関する情報の共有について

県、センター及び指定調査機関は、苦情等に関する対応の経過を記録し、当該記録について、個人を特定できる情報を削除した上で、相互に必要な情報を共有することとする。

### 4 苦情等への対応

#### (1) 介護サービス利用者からの苦情対応

介護サービス利用者から「基本情報」又は「運営情報」に関する苦情を受けた場合、県は、当該情報を報告した対象事業者に対して調査を行う。

調査の結果、「基本情報」又は「運営情報」の訂正が必要な場合は、対象事業者は速やかにセンターに訂正依頼書を提出し、センターは公表している報告内容を訂正するものとする。

#### (2) 対象事業者からの苦情対応

Ⅲの調査計画の7の(8)の場合のほか、対象事業者からの苦情については、指定調査機関及びセンターが適宜適切に対応するものとする。

## VI その他

知事は、対象事業者等が介護サービス情報の報告をしない場合若しくは虚偽の報告をした場合又は正当な理由なくして調査を拒否した場合若しくは調査の実施を妨げた場合については、以下の措置を講ずる。

- 1 法第115条の35第4項に基づく改善命令
- 2 法第115条の35第6項及び第7項に基づく指定・許可の取消し又は効力の停止等